

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

## 目 次

- I 県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において発生した倒木事故に伴う見舞金の支払いについて…………… 1
  
- II 第4期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」骨子案について…………… 4

# I 県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において発生した倒木事故に伴う見舞金の支払いについて

県が維持管理を行っている県有緑地（歴史的風土特別保存地区）からの倒木により発生した墓石損壊事故に関し、見舞金を支払ったので報告する。

## 1 事故の概要

### (1) 発生日

令和元年7月19日

### (2) 発生時の状況

本州付近に停滞していた梅雨前線や台風第5号の影響で暴風雨となり、鎌倉市極楽寺地内の県有緑地（歴史的風土特別保存地区）の枯損木（幹周約1.8m、高さ約10m）が倒伏し、隣接する寺院内の墓地5区画の墓石等を損壊した。

なお、倒木及び土砂撤去などの応急復旧工事については、令和元年7月23日に実施した。

### (3) 被害状況

- ア 墓① 墓石、外柵を損壊
- イ 墓② 墓石、外柵、納骨室を損壊
- ウ 墓③ 外柵を損壊
- エ 墓④ 外柵を損壊
- オ 墓⑤ 外柵を損壊

### (4) 被害者（5名）

- ア 墓①所有者 鎌倉市在住
- イ 墓②所有者 逗子市在住
- ウ 墓③所有者 鎌倉市在住
- エ 墓④所有者 静岡県藤枝市在住
- オ 墓⑤所有者 鎌倉市在住

## 2 見舞金の内容

### (1) 見舞金額

被害者	見舞金額
墓①所有者	6,786,780円
墓②所有者	629,200円
墓③所有者	175,450円
墓④所有者	30,250円
墓⑤所有者	78,650円
合計	7,700,330円

- (2) 支払い方法  
県が加入している賠償責任保険の契約保険会社から保険金上限額の7,000,000円を支払い、上限額を上回る700,330円は県予算から支払った。
- (3) 支払い年月日  
令和2年11月24日に被害者5名へ支払いを行った。

### 3 再発防止策

今年度の台風等に備え、令和2年7月1日に現場付近の枯損木を予防的に伐採した。

また、令和2年2月に策定した「神奈川県水防災戦略」に基づき、令和2年8月から現況調査を実施しており、調査結果を踏まえ、危険木の伐採等を県有緑地全域で順次実施していく。



事故発生場所

(参考) 被害の様子



墓① (倒木の状況)



墓①



墓②



墓③



墓④



墓⑤

## Ⅱ 第4期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」骨子案について

水源環境の総合的な保全・再生を図るため、平成17年11月に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下「施策大綱」という。）及び「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「実行計画」という。）に基づき、平成19年度から、個人県民税の超過課税等を財源とし、充実・強化して取り組む特別対策事業を推進している。

令和3年度末には現行の第3期実行計画が終了することから、次期実行計画の策定に向けた今後の進め方について、令和2年6月の当常任委員会に報告した。第4期実行計画の策定に向けた検討を行い、このたび、第4期実行計画の骨子案を取りまとめたので報告する。

### 1 骨子案の概要

#### (1) 計画の基本事項

- ア 計画の目的 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進する。
- イ 計画期間 令和4年度～令和8年度（2022～2026年度）までの5年間
- ウ 対象事業 主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組
- エ 対象地域 ダム集水域を中心とする県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域

#### (2) 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策

##### ア これまでの取組の成果と課題

第1期及び第2期実行計画では12の特別対策事業として、第3期実行計画では11の特別対策事業として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組及び水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組を推進してきた。

これまでの取組では、間伐等の森林整備を行ったことにより、下層植生の回復が見られるなど、水源かん養機能の高い森林づくりが進んでいる。また、自然浄化機能を高める河川整備を行うとともに、相模川・酒匂川流域における生活排水処理率が向上したことにより、水源

水質が改善してきている。

一方、令和元年東日本台風により、水源林林地の倒木・土壌流出などの被害が発生したことから、今後予想される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要がある。

第4期実行計画が終了する令和8年度末には、施策大綱も期間が終了を迎えることから、第4期実行計画では、将来を見据えて事業を実施し、良好な水源環境を維持するための対応を進めていく必要がある。

#### イ 県民会議による総合評価と意見

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」という。）では、平成19年度から平成30年度までの12年間の取組実績やモニタリングの結果をもとに、森林・河川・地下水の保全・再生や水源環境への負荷軽減に関する総合評価を行った。

さらに、こうした総合評価に基づき、次期計画の方向性について『「次期（第4期）かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書』を取りまとめ、県に提出している。

#### < 県民会議意見（抜粋） >

- ・ 令和元年10月の台風第19号の影響により、水源林林地の倒木、土壌流出などの被害が発生したことから、今後想定される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要がある。
- ・ 水源環境への負荷軽減の取組では、事業実施により着実に成果は上がっているものの、近年の事業進捗の遅れが課題となっていることから、生活排水処理率のさらなる向上に向けた方策を検討すべきである。
- ・ 県民会議による点検・評価や議論の結果を踏まえ、県では、水源環境を保全し、良質な水を安定的に確保していくため、施策大綱期間終了後に必要な施策を第4期期間中に検討し確立すべきである。

#### ウ 第4期実行計画の考え方

こうした課題や県民会議からの意見を踏まえ、これまでの取組を基本的に継続し、施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込まれる事業を実施していく。

また、今後予想される台風等自然災害を踏まえた林地保全対策を進めていくほか、施策大綱期間終了後を見据えて、施策大綱期間終

了後も継続して実施する必要がある事業については、特別対策事業に位置づけて積極的に行っていく。

(ア) 取組の強化

・ 台風等の自然災害への対応

令和元年東日本台風による林地被害、また、昨今の集中豪雨などによる土砂災害の頻発化、激甚化も懸念されていることを踏まえ、第4期実行計画では、第3期から進めている土壌保全対策を強化し、水源林の災害対策を進めるほか、流木被害の未然防止の工夫等を図っていく。

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月	実行計画骨子案について県民意見募集 県民会議へ実行計画骨子案を報告し、意見聴取 市町村への実行計画骨子案に対する意見照会
令和3年2月	環境農政常任委員会へ実行計画素案の報告
3月	実行計画素案について県民意見募集 県民会議に実行計画素案を報告し、意見聴取 自治基本条例に基づく県と市町村との協議
6月以降	環境農政常任委員会へ実行計画案の報告 県税条例改正案の提出 実行計画の策定、公表

《参考資料》

第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）

【参考】これまでの施策体系と第4期実行計画の施策体系案

